

稚内商工会議所「わっかない地域商品券」実施要項

1. 事業目的

稚内市で営業する店舗で使用できる「わっかない地域商品券」(以下、商品券)の発行をもって、市民の皆様にご購入頂き、地元の購買力向上と消費拡大に寄与し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 事業実施者 稚内商工会議所(わっかない地域商品券事業プロジェクト委員会)
- (2) 商品券・用途 1種類 1,000円券。通常の買物・慶弔・イベント景品・贈答等
- (3) 商品券発行限度額 20,000,000円

- (4) 取扱手数料 会員事業所 3% 非会員事業所 5%
- (5) 実施期間 平成23年12月 1日(木)から24年10月31日(月)
販売期間 23年12月から24年 5月末 6ヶ月
清算期間(最長) 24年 10月末
- (6) 利用期間 商品券の有効期間は6ヶ月未満とし、月単位とする。
- (7) 販売場所 相沢食料百貨店、ホクタン、ユアーズ卸売りスーパー
稚内商工会議所
- (8) 加盟店舗数 226店舗
- (9) 使用方法(範囲) 稚内市で営業する店舗で、取扱い加盟店はステッカー「わっかない地域商品券取扱店」を掲示。
- (10) 商品券で利用できないもの(対象外)
 - 現金との交換(つり銭を含む) お米券、ビール券、図書カード等金券の購入
 - 公共料金の支払い
 - その他加盟店で指定した商品等

3. 商品券の販売

商品券は、相沢食料百貨店、ホクタン、ユアーズ卸売りスーパー、稚内商工会議所で販売し、現金販売とする。

4. 商品券の換金

- (1) 商品券取扱手数料は、会員事業所3.0%【1,000円券(30円)】、非会員事業所5.0%【1,000円券(50円)】とし、送金の際に取扱手数料を差引き指定口座に振込致します。

- (2) 市内金融機関の清算スキーム
取扱店は商品券に店名スタンプを押印し、所定の請求書に事業所名・枚数・金額・振込口座を記載し金融機関に提示する。

商工会議所は、金融機関で取りまとめた商品券と請求書を回収し、指定された口座に送金する。

送金は月2回とする。

金融機関へ商品券・請求書持込日 第一水曜日 送金日 第二水曜日

金融機関へ商品券・請求書持込日 第三水曜日 送金日 第四水曜日

(3) 商工会議所による清算スキーム

取扱店は商品券に店名スタンプ、印鑑を押印し、所定の請求書に事業所名・枚数・金額・振込口座を記載し会議所に提示する。

商工会議所は請求書に基づき、指定された口座に送金する。

送金は月2回とする。

会議所へ商品券・請求書持込日 第一水曜日まで 送金日 第二水曜日

会議所へ商品券・請求書持込日 第三水曜日まで 送金日 第四水曜日

(4) その他

金融機関・会議所への持込日、及び送金日が祝祭日に当たる場合は、翌日の営業日とする。

5. その他

(1) 本商品券事業の加盟登録に係る加入金はありません。

(2) 有効期日を過ぎた商品券は無効となります。

(3) 商品券の利用に際し、おつりの支払いはしないで下さい。

(4) 加盟店は、お客様が地域商品券をご利用いただいた時点で、商品券に屋号(横版可)及び印鑑を押して下さい。

一度利用された商品券は、再度ご利用することは出来ません。

(5) 支援体制

稚内商工会議所会員事業所、稚内商店会連合協議会、稚内市

「わっかない地域商品券」フローチャート

